ハ　抵当権の設定の登記に係る土地の所有者の当該設定を承諾する旨の書類（当該所有者の記名押印があるものに限る。）
ニ　ハの土地の所有者の印鑑証明書
ホ　第二項第二号及び第三号に掲げる書類
二　法第九条の十一第一項において準用する国税通則法第五十条第四号に掲げる担保（以下この号及び次項第一号ロにおいて「建物等」という。）　次に掲げる書類
イ　担保となる建物等の登記事項証明書その他の登記又は登録がされている事項を明らかにする書類
ロ　担保となる建物等の評価の明細（固定資産税評価証明書を含む。）
ハ　抵当権の設定の登記又は登録に係る建物等の所有者の当該設定を承諾する旨の書類（当該所有者の記名押印があるものに限る。）
ニ　ハの建物等の所有者の印鑑証明書
ホ　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項（定義）に規定する保険業その他これに類する事業を行う者に対して提出する書類で担保となる建物等に付された保険に係る保険金請求権に質権を設定することの承認を請求するためのもの
ヘ　担保となる建物等に付された保険に係る保険証券の写し
ト　第二項第二号及び第三号に掲げる書類
三　法第九条の十一第一項において準用する国税通則法第五十条第五号に掲げる担保（以下この号及び次項第一号ロにおいて「鉄道財団等」という。）　次に掲げる書類
イ　担保となる鉄道財団等の登記事項証明書その他の登記又は登録がされている事項を明らかにする書類
ロ　担保となる鉄道財団等の評価の明細（固定資産税評価証明書を含む。）
ハ　抵当権の設定の登記又は登録に係る鉄道財団等の所有者の当該設定を承諾する旨の書類（当該所有者の記名押印があるものに限る。）
ニ　ハの鉄道財団等の所有者の印鑑証明書
ホ　第二項第二号及び第三号に掲げる書類
6　令第八条の二第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
一　法第九条の十一第一項において準用する国税通則法第五十条第六号の保証人が個人である場合　次に掲げる書類
イ　当該保証人の保証を証する書面（当該保証人の記名押印があるものに限る。）
ロ　当該保証人が所有する土地、建物等及び鉄道財団等に係る前項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロに掲げる書類
ハ　当該保証人の収入の状況を確認できる書類並びに当該保証人の財産及び債務の明細を記載した書類
ニ　当該保証人の印鑑証明書
ホ　第二項第二号及び第三号に掲げる書類
二　法第九条の十一第一項において準用する国税通則法第五十条第六号の保証人が法人である場合　次に掲げる書類
イ　当該保証人の保証を証する書面（当該保証人の代表者の記名押印があるものに限る。）
ロ　当該保証人の代表者の印鑑証明書
ハ　第二項第二号及び第三号に掲げる書類